

所沢市eスポーツイベント2025実施業務委託プロポーザル募集要領

第1章 基本事項

1 件名

所沢市eスポーツイベント2025実施業務委託

2 業務内容

別紙「所沢市eスポーツイベント2025実施業務委託仕様書」（以下、仕様書という）のとおり。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式により、企画提案書及び価格等について審査し、提案内容が最も優れた事業者を優先交渉権者として指名するものとする。

4 スケジュール

No.	項目	時期
1	公募開始	令和7年 9月29日（月）
2	質問書提出期限	令和7年10月 2日（木）
3	質問回答公開	令和7年10月 7日（火）まで
4	企画提案書等提出期限	令和7年10月14日（火）午後5時
5	審査実施	令和7年10月15日（水）から 10月下旬
6	審査結果通知 優先交渉権者指名	令和7年10月下旬
7	契約内容協議	令和7年11月上旬
8	契約締結予定	令和7年11月上旬から 中旬
9	履行確認	令和8年 3月末まで

5 その他

本プロポーザルでは、「基本提案」及び「独自提案」を必須事項とする。特に独自提案については、提案者独自の提案に期待するものである。

それぞれの内容については、仕様書を参照すること。

第2章 公募参加に関する事項

1 参加資格

本プロポーザルへの参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 企画提案書等提出期限（令和7年10月14日）時点で、令和7年度所沢市競争入札参加資格者名簿（物品）に登録されていること。
- (2) 応募者又は提案する運営体制に含まれる主要な事業者が、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
 - ④ 「所沢市建設工事等の有資格者に関する入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止の措置及び「所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、他自治体においても同様の措置を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法人の役員、その支店又は営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者（以下「役員等」という。）が暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (4) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 市税（本市においては所沢市税条例第3条に掲げる税目をいう。他市区町村においてはこれと同様の税目をいう。）を滞納していないこと。
- (6) 協力事業者等を置く場合は、協力事業者等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせないこと。
- (7) 本企画の提案に当たっては、仕様書の内容を熟知し、十分に理解した上で参加すること。

2 提案上限金額

次に掲げる提案上限金額を超えないこと。

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

第3章 企画提案書等の提出及び作成等に関する事項

1 提出について

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第1号）
「3 企画提案書について」を参照。
- ② 実績一覧（様式第2号）
- ③ 見積書・見積内訳書（様式第3号から6号）
- ④ 誓約書（様式第7号）
- ⑤ 質問書（様式第8号）
- ⑥ 商業登記簿の登記事項証明書（写しでも可）
※「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」
- ⑦ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（写しでも可）
※ 納税証明書の種類は、「その3の3」（法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明）
- ⑧ 法人住民税の納税証明書（写しでも可）
※ 滞納の額がないことの証明
- ⑨ プライバシーマーク登録証の写し

(2) 提出期限及び提出方法

① 提案書等提出期限

令和7年10月14日（火）17時00分

「1 提出について（1）提出書類」のうち「①企画提案書」「②実績一覧」「③見積書」「④誓約書」について、正本1部、副本12部をバインダー等に綴じた状態で提出すること。また電子媒体1部（CD-RもしくはDVD-R）を合わせて提出すること。

「①企画提案書」「③見積書」「④誓約書」正本には代表者印を押印し、副本はその複写とする。

合わせて、「⑥商業登記簿の登記事項証明書」「⑦法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書」「⑧法人住民税の納税証明書」「⑨プライバシーマーク登録証の写し」について、書面で各1部ずつ提出すること。

② 提出方法

「（3）提出先」まで持参または郵送により提出すること。

※郵送の場合、「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」いずれかの方法により、期限必着とすること。

(3) 提出先

所沢市経営企画部経営企画課 担当：稗田・藤・藤野

住 所 : 〒359-8501 埼玉県所沢市並木1-1-1

電 話 : 04-2998-9027

e-mail : a9027@city.tokorozawa.lg.jp

2 質問について

本プロポーザルに関して質問がある場合には、「質問書（様式第8号）」に質問内容を簡潔に記載し、受付期間内に電子メールで提出すること。

なお、全ての質問及び回答は、市HP上で公開する。

※メールの件名は、「所沢市eスポーツイベント2025実施業務委託プロポーザルに係る質問（事業者名）」とすること。

※メール送信後は、電話にて連絡をすること。

(1) 質問受付期限

令和7年10月 2日（木）

(2) 提出先

所沢市経営企画部経営企画課 担当：稗田・藤・藤野

電 話 : 04-2998-9027

e-mail : a9027@city.tokorozawa.lg.jp

(3) 回答

令和7年10月 7日（火）までに、市HP上で公開する。

3 企画提案書について

(1) 規格等

- ① A4用紙、縦向き、横書き表示、両面印刷、左綴じとし、ページ番号を付番すること。
- ② 「(2) 内容」に掲げる各事項の先頭のページに、インデックスを付すこと。
- ③ 目次等を含め、30ページ以内で作成すること。但し、本市が指定する様式はページ数に含まない。
- ④ 日本語表記とし、できる限り平易な用語を用いること。専門用語や略語等を用いる際は、説明を加えること。
- ⑤ 文字は原則として12.0pt以上とすること。

(2) 内容

企画提案書には、以下に掲げる事項を記載すること。

なお、基本提案、独自提案のそれぞれの提案ごとに「①実施方針」「②プロジェクト管理」について記載しまとめること。

※基本方針、独自方針の内容については仕様書を参照すること。

① 実施方針

ア 基本的な考え方

仕様書「3 趣旨・目的」等を踏まえた基本的な考え方を記載すること。

イ 効果

仕様書「3 趣旨・目的」等に対し、期待できる効果を記載すること。

また上記のほか、期待できる効果を記載すること。

ウ イベント内容

仕様書「4 イベント内容等」「5 イベントの企画・運営（1）（2）（3）（4）（5）」等を踏まえ、イベントの内容について、図を用いるなどイメージがしやすい形で示すこと。

エ 広報・配信

仕様書「5 イベントの企画・運営（6）（7）（8）」を踏まえ、広報及び配信について記載すること。

② プロジェクト管理

ア 実施体制

本業務の実施に当たっての体制を図を用いるなどして示し、必要に応じて重視している点等を補記すること。

イ 工程及び役割分担

本業務全体における工程（スケジュール）及び本市と提案者の役割分担を記載すること。

また工程ごとの説明やポイント、留意点等について合わせて記載すること。

ウ 再委託

業務の一部を再委託する場合、再委託先の企業名、再委託する業務範囲、再委託の理由及び委託先の選定理由を記載すること。

4 その他

(1) 提出物の修正等

企画提案書類一式の提出後、応募者の要望による再提出、追加及び修正は一切認めないものとする。

第4章 審査に関する事項

本章と併せて、別紙「審査基準」を参照すること。

1 スケジュール

「第1章 4 スケジュール」のとおり。

2 審査・選定方法

企画提案書をもとに書類審査を行う。

審査は所沢市eスポーツイベント2025に係る業者選定委員会（以下、選定委員会という）で実施し、合計点の最も高い者を優先交渉権者とする。点数が同じ者が2者以上いる場合には、選定委員会での協議により優先交渉権者を決定する。

審査項目や配点については、別紙「審査基準」による。

審査結果については、全ての提案者に文書で通知する。選定委員会による審査や協議の内容に関する質問は一切受け付けないものとする。

3 失格となる場合

次のいずれかに該当した場合は、当該提案者を失格とする。

- （1）企画提案書をその提出期限を過ぎて提出した場合、又は提出後に補正を求めた書類を、その提出期限を過ぎて提出した場合
- （2）提出された書類に虚偽の記載があった場合
- （3）提案上限金額を超えた金額で見積書を提出した場合
- （4）企画提案書提出後に参加資格を欠くこととなった場合
- （5）選定に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- （6）他の提案者と応募又は提案の内容やその意思について相談を行った場合
- （7）本選定の終了前に、他の提案者に対し、自己の提案内容を開示した場合
- （8）その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

第5章 その他

1 契約について

所沢市は、優先交渉権者（審査の結果、合計点が最も高かった提案者）と契約締結に必要な協議を行い、協議が整った場合は優先交渉権者から改めて見積書を徴収し、随意契約による委託契約を締結する。

なお優先交渉権者との協議が整わない場合は、合計点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、合計点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

この他契約手続きは、所沢市契約規則の定めるところによるものとする。

2 その他

（1）本公募の参加に当たり発生する費用は、提案者側の負担とする。

（2）提出された書類は返却しない。

（3）緊急時等やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において当該提案に要した費用を所沢市に請求することはできないものとする。

（4）談合その他不正行為、または虚偽の申請が発覚した場合においては、提案を無効とする。また優先交渉権者となり契約を行った後に発覚した場合、契約解除の対象とする。

3 問い合わせ先

所沢市経営企画部経営企画課 担当：稗田・藤・藤野

住 所：〒359-8501 埼玉県所沢市並木1-1-1

電 話：04-2998-9027

e-mail：a9027@city.tokorozawa.lg.jp